⑷　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑸　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参又は郵送(定期の一般競争(指名競争）参加資格の審査にあっては、郵送）に限るものとする。

①　申請者が経常建設共同企業体である場合

②　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき

③　申請者が協業組合・企業組合である場合において3⑵の(建設工事に係る添付書類）の⑤及び⑥に掲げる書類を提出するとき

④　申請者が⑷に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再決定を受けている場合は除く。）

⑤　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑶に掲げる再度の決定を受けていないとき

⑥　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

⑹　次に掲げる場合の測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請については、持参又は郵送（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、郵送）に限るものとする。申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、競争参加資格の再度の決定を受けていないとき

別記１　本店所在地及び提出場所

［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

東北地方整備局総務部経理調達課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３―３―１仙台合同庁舎Ｂ棟９階（電話022―716―0013））

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県

関東地方整備局総務部経理調達課（〒231―8436 神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎（電話045―211―7413））

⑶　新潟県、富山県、石川県、長野県及び福井県

北陸地方整備局総務部経理調達課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１―１―１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6650））

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県

中部地方整備局総務部経理調達課（〒460―8517 愛知県名古屋市中区丸の内２―１―36ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル（電話052―209―6317））

⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎（電話078―391―7576））

⑹　鳥取県、島根県、岡山県及び広島県並びに山口県（下関市を除く。）

中国地方整備局総務部経理調達課（〒730―0004 広島県広島市中区東白島町14―15ＮＴＴクレド白島ビル（電話082―511―3903））

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

四国地方整備局総務部経理調達課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎（電話087―811―8304））

⑻　山口県（下関市に限る。）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

九州地方整備局総務部経理調達課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―418―3345）

別記２　送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク

〒980―0014 宮城県仙台市青葉区本町３―５―22宮城県管工事会館７階　東北地方整備局一元受付ヘルプデスクあて　電話022―796―4565

別記３　送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク

ファックス番号　082―511―1102

競争参加者の資格に関する公示

平成29・30年度を有効期間とする防衛省所管の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）についての契約を締結する場合の一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成 28 年 10 月３日

防衛省整備計画局施設計画課長　上田　幸司

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

１　工事種別及び業種区分

⑴　工事種別　建設工事の工事種別は、建設業法（昭和24年法律第100号）第２条別表第１の上欄に掲げるもののうち解体工事を除く28種類（解体工事は、とび・土工・コンクリート工事に含む。）

⑵　業種区分　測量・建設コンサルタント等業務は、次の①から③までに掲げるものとする。

①　測量

②　地質調査

③　コンサルタント

ア　土木

イ　建築

ウ　電気

エ　機械

オ　通信

カ　環境等

２　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の審査にあっては、インターネットの使用(郵送の原則廃止）による申請を受け付ける。

①　建設工事の申請者は、平成28年12月１日から平成29年１月13日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。ただし、８⑷に掲げる者は、郵送に限るものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp

②　測量・建設コンサルタント等業務の申請者の場合は、平成28年12月１日から平成29年１月13日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。ただし、８⑸に掲げる者は、郵送に限るものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

③　郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による場合は、平成28年12月１日から平成29年１月13日（当日必着）までの間に、下記の送付先に郵送するものとする。ただし、８⑷及び⑸に掲げる者に限るものとする。

送付先　防衛省整備計画局施設計画課契約制度企画室施設契約係　〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５―１　電話03―3268―3111（内線36444）

⑵　随時の競争参加資格の審査にあっては、平成29年４月１日以降随時に、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合において、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）を管轄する別記に掲げる受付機関において郵送による申請を受け付けるが、この場合には入札に間に合わないことがある。

３　申請の方法

⑴　建設工事の申請者は、上記２⑴①に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成28年11月１日から平成28年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成28年11月１日から平成29年１月13日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。